

【平成 20 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」

報告要旨：米山高生

戦後型保険システムの転換—生命保険の自由化とは何だったのか？—

一橋大学 米 山 高 生

「自由化後の 10 年を検証する」というテーマを生命保険に軸足を置きながら考える場合、まず明らかにしておかねばならないことは、生命保険にとって自由化とは何だったのだろうということ、そしてその自由化がわが国の保険業に何をもたらしたのかを検証することである。この二つの課題を果たすことがこのシンポジウムでの私が分担する責任であるが、限られた時間でこの二つの課題を同時に解決することは難しい。そこで、今回は、とくに前者の課題を中心に検討を加え、検証については実証研究の必要性と可能性を指摘するにとどめることにする。

1995 年の保険業法改正を、保険の自由化の出発点であると位置づける考えがある。新保険業法は、自由化の達成だけを目的にして制定されたものではないが、子会社による生損兼営方式の導入をはじめとして自由化に対して前向きな性格をもつ立法であったことは事実である。保険業法改正に加えて、保険の自由化についてのメルクマールとなるものは、日米保険協議による自由化の促進である。

ところで、生命保険に限ってみれば、新保険業法の登場によって、生命保険の自由化が直ちに生まれたとは考えにくいし、また日米保険協議は、損害保険料率の自由化という結果を導き出したにもかかわらず、がん保険などの特殊な保険に対する大手生保の参入制限をむしろ遅らせたという側面をもっており、生命保険の自由化という観点からは、複雑な性格をもっていたといってもよい。

このように考えると、この 10 年間に生命保険の自由化が進んだという事実認識においては、衆目の一致するところではあるが、生命保険の自由化が、いつどのように進展したのかということについては、案外明らかにされていないように思われる。

本報告では、私がかつて「戦後生命保険システム」と呼んだ自由化以前のシステムについて認識を深めることをとおして、自由化によって変化した点についてより鮮明に理解し

【平成 20 年度日本保険学会大会】

シンポジウム「自由化後 10 年の検証」

報告要旨：米山高生

たい。

「戦後生命保険システム」のもっとも重要な特徴は、商品および料率の画一化、および中小生保の保護である。これらの特徴は、戦後の生命保険需要の決定的な不足という経済条件の下で、国民生活の向上のために安定的な保険サービスを提供するという政策目的にとって整合的なものであった。すでに 1970 年代において、この歴史的経済的条件の変化が生じていたが、1980 年代の金融バブルに翻弄された生保会社は、続いて生じた低成長時代を経て現在に至っている。生命保険会社の自由化を、このような歴史的なシステム転換の中で理解することが大切である。

本報告の主要な関心は、自由化によって何が生じたのかということであるので、保険業法の施行以降、生命保険業界に起こったいくつかの主要な変化について検討を加える。この時期の自由化を考える上で考慮すべき重要な二つの要素は、逆ザヤと保障性市場の長期的減少傾向である。このような歴史的・経済的条件の変化の下で生じた自由化を進展させる変化について取り上げて検討を加える。その結果、生命保険において自由化がいつどのように進展したのかということをおおむね明らかにできるものと思う。

生命保険の自由化の検証については、記述統計的な手法を活用する解釈論的な方法と、計量モデルなどを利用するモデル実証分析という方法があり、「自由化後 10 年」に関しては、まだ十分な検証がおこなわれているとは言い難い。本報告では、具体的な検証を行えないが、政策の策定と実行過程における実証研究による検証の重要性を強調し、今後ありうる実証研究の方向性についても理解を深めたい。

「戦後生命保険システム」は、1970 年代にはそれが存立するための歴史経済的条件が失われていた。にもかかわらず、存続し続けていたシステムが、1995 年以降の自由化によってどのように転換したのかを明らかにすることは、今後の生命保険業の行く末を見通すために重要な作業と思われる。本報告では、以上の歴史的な視角からの作業をとおして、「自由化後の 10 年を検証する」という課題にこたえとともに、パネル討論のための「たたき台」を提供したい。